

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第12条関係）

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(芽室町議会委員会条例の一部改正) (常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務経済常任委員会 8人 政策推進課、総務課、魅力創造課、都市経営課、農林課、商工労政課、環境土木課、水道課、出納課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、水道事業及び下水道事業に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 一略一</p> | <p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務経済常任委員会 8人 政策推進課、総務課、魅力創造課、都市経営課、農林課、商工労政課、環境土木課、水道課、出納課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、上水道事業及び下水道事業に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) 一略一</p> |

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（第17条関係）

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(芽室町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正) (利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 一略一</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 町長<u>(水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。)</u>、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、町が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、か</p> | <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 一略一</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、若しくは上水道事業管理者、町が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することに</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>つ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) 一略一</p> <p>3～5 一略一</p> | <p>ついて相当の理由があるとき。</p> <p>(4) 一略一</p> <p>3～5 一略一</p> |

芽室町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う

関係条例の整備に関する条例 新旧対照表（附則関係）

| 改正案 | 現 行 |
|--|-----|
| <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> | |